

# 「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（仮称）」の素案について （パブリックコメント）

## 1 制定の趣旨

北海道は、広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています。

今後とも北海道が我が国の食料の安定供給を担うとともに、本道の農業が、食品加工業、観光業その他の産業とも強く結び付き、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められています。

このような発展のためには、国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠となっています。

それらの実現のためには、稲、大麦、小麦及び大豆並びに小豆、いんげん、えん豆及びそばといった農作物のうち、普及すべき品種を優良品種として認定する制度や安定的な原種及び原原種の生産、当該優良品種の種子が生産されるほ場や生産物の審査、当該優良品種に係る知的財産の適正な保護を図ること等について、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければなりません。

このような考え方に立って、主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、いんげん、えん豆及びそばをいう。以下同じ。）の安定的な供給や品質の確保を実現し、本道の農業の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定します。

## 2 条例の概要

### (1) 目的

この条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、並びに道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、優良品種の認定、原種及び原原種の生産、ほ場等の審査その他必要な事項を定めることにより、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保を図り、もって本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的とします。

### (2) 基本理念

- ・ 主要農作物等の種子の生産は、優良品種とその優良な種子（以下「優良種子」という。）は本道の貴重な財産であるとの認識の下、優良種子の安定的な生産が主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に不可欠であることを旨として行わなければなりません。
- ・ 主要農作物等の種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等の相互の連携の下に推進されなければなりません。

### (3) 道の責務

道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するとともに、当該施策の推進に当たっては、品種育成者、種子生産者及び関係機関等と緊密な連携を図るものとします。

### (4) 品種育成者の責務

品種育成者は、主要農作物等の安定的な供給及び品質の確保に資する品種を育成するよう努めるとともに、種子生産者が安定的に優良種子を生産するために必要な種子の提供及び種子の生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとします。

(5) **種子生産者の責務**

種子生産者は、種苗法に基づく生産の基準を遵守すること等により適正な栽培を行うとともに、優良種子の安定的な生産や必要な知識及び技術の向上に努めるものとします。

(6) **関係機関等の責務**

関係機関等は、道が実施する主要農作物等の種子の生産に関する施策に協力するものとします。

(7) **優良品種の認定等**

知事は、収量、病害虫に対する抵抗性、品質その他の栽培上の特性等について優れている主要農作物等の品種を、優良品種として認定します。

(8) **種子計画の策定**

知事は、優良品種の種子の品目ごとの作付面積等を定めた計画を策定します。

(9) **主要農作物の原種及び原原種の生産**

知事は、主要農作物（稲、大麦、小麦及び大豆をいう。(10)及び(11)も同じ。）の優良種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとします。

(10) **ほ場経営者による種子の生産**

知事は、知事以外の者が経営するほ場において、主要農作物の優良品種の種子が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該者に主要農作物の優良品種の種子の生産を行わせることができるものとします。

(11) **ほ場審査及び生産物審査の実施**

- ・ 知事が認めたほ場を経営する者は、その経営するほ場及び当該ほ場で生産された主要農作物の優良品種の種子について、ほ場審査及び生産物審査を受けなければなりません。
- ・ 当該者以外のほ場の経営者は、請求により、その経営するほ場及び当該ほ場で生産された主要農作物等の優良品種の種子について、ほ場審査及び生産物審査を受けることができるものとします。

(12) **勧告等**

知事は、種子生産者に対し、優良種子の生産のために必要な勧告、助言及び指導を行うものとします。

(13) **知的財産の保護**

道は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

(14) **財政上の措置**

道は、優良品種の種子の安定的な生産を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(15) **北海道優良品種認定審議会の設置**

- ・ 優良品種の認定について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道優良品種認定審議会を置くものとします。
- ・ その他審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとします。